○広野町長の交際費に係る情報の公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町長の交際費に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公表する情報）

第２条　町長の交際費にかかる情報の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

(１)　支出月日

 (２)　支出区分

 (３)　支出内容

 (４)　支出金額

２　前項の規定にかかわらず、広野町情報公開条例（平成12年広野町条例第２号）第６条各号に掲げる情報については、公表しない。

（公表の時期）

第３条　町長の交際費に係る情報の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日（広野町の休日を定める条例（平成元年広野町条例第14号）第１条第１項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

（公表の方法）

第４条　町長の交際費の情報の公表は、町長交際費執行状況（別記様式）を町が開設する公式ホームページに掲載する方法により行うものとする。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１１月１日から実施し、同日以後に支出する町長の交際費について適用する。

様式（第４条関係）

